

# 徳島大学の利益相反に関する指針



平成16年4月

国立大学法人徳島大学

# 目 次

1	はじめに	1
2	利益相反について	1
2-1	利益相反の定義	1
2-2	利益相反に関する基本的な考え方	2
2-3	責務相反等に関する基本的な考え方	4
2-4	大学組織としての利益相反（狭義）に関する基本的な考え方	4
2-5	利益相反に関する本学の取り組み	5
3	情報開示に関する取り組み	5
4	利益相反の評価と意志決定システムに関する取り組み	6
4-1	利益相反評価の対象	6
4-2	利益相反マネジメントの原則	6
4-3	利益相反マネジメントの体制	6
5	利益相反に関する啓蒙活動の取り組み	7
5-1	研修の実施	8
5-2	啓発の実施	8

# 1 はじめに

国立大学法人徳島大学は、「徳島大学基本構想」に定めた中長期的な理念・構想に従い、中期目標期間ごとに作成する「中期計画」およびこれを補完する「徳島大学基本計画」に定める教育・研究・社会貢献に関する諸計画を達成するために努力し、成果を社会に還元する。

本学は、本学において創出された研究成果を本学の知的財産と位置付け、研究者の自由な活動と意志を尊重しつつ、それらの保護・育成・活用について、徳島大学研究連携推進機構知的財産本部が一元的に管理・運用し、産業界等社会に適切に還元する活動を通じて、本学の教育研究の活性化と社会の発展に共に貢献することを目指す。

以上の目標を達成する上で、利益相反（経済的な問題）と責務相反（勤務時間配分などの問題）を適切に管理することは、教職員が安心して自由な研究活動を行うことの出来る環境を醸成し、本学が健全な産学官連携を進める上で極めて重要な側面を持つ。この指針は、このような考え方について本学の基本的な方向性を示すものである。

## 2 利益相反について

### 2-1 利益相反の定義

利益相反の定義として法令に規定されたものは無いため、本学のポリシーにおいては、「利益相反ワーキング・グループ報告書（平成 14 年 11 月 1 日、科学技術・学術審議会）」に従い、下記のように定義する。なお、本指針では、この報告書の内容を随所に引用した。

(1) 広義の利益相反：狭義の利益相反と責務相反の双方を含む概念（本ポリシーでは、基本的に「利益相反」という場合は広義の利益相反を指す。）

(2) 狭義の利益相反：教職員または本学が産学官連携活動に伴って得る利益（実施料収入、兼業報酬、未公開株式等）と、教育・研究という本学における責任が衝突・相反している状況

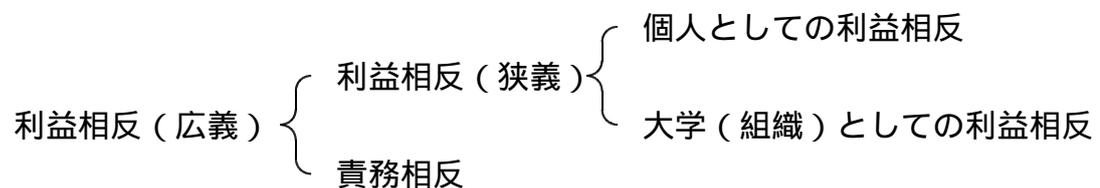
個人としての利益相反：狭義の利益相反のうち、教職員個人が得る利益と教職員個人の本学における責任との相反

大学（組織）としての利益相反：狭義の利益相反のうち、大学組織が得る利益と大学組織の社会的責任との相反

(3) 責務相反：教職員が主に兼業活動により企業等に職務遂行責任を負っていて、本学における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立しえない状態

(注) 狭義の利益相反と責務相反は、どちらも大学における責任の遂行が問題となる点では同じであるが、その要因が「企業等から得る利益」である場合には狭義の利益相反、「企業等に対して負う責任(責務)」である場合には責務相反、と区別することができる。

利益相反の概念それ自体は、必ずしも「大学における責任が果たされていないこと」をさすのではない。その状態自体に問題があるというよりも、むしろ、そのような状態に大学が無関心であることによって、社会一般の目からすれば大学における責任が果たされていないかのように見えてしまい、大学に対する社会的信頼が損なわれるおそれがあるという点において問題となる。



## 2-2 利益相反に関する基本的な考え方

本学は教育・研究を通じて広く社会の発展に貢献することを基本的な役割とし、そのために公的資金によってその運営の基本的な部分を支えられている公共性の高い機関である。一方、企業の本質的な行動原理は私的経済利益の追求であり、自助努力を基本とする。産学官連携活動において、本学や本学の教職員が企業等から正当な利益(兼業報酬や実施料収入、研究費等)を得たり、特定の企業等に対し必要な範囲での責務(兼業先での職務遂行責任)を負うことは当然に想定され、また、妥当なことである。それらの一方で、このような両者の性格の相違から、教職員が企業との関係で得る利益や企業に対する責務が本学における教育・研究上の責務と衝突する状況も生じ得る。このような状況が「利益相反」「責務相反」と言われるものである。

利益相反・責務相反は教職員や大学の産学官連携に伴い日常的に生じ得る状況であり、法令違反の問題ではなく社会的受容性『大学への社会的信頼(インテグリティ)』の問題である。

例えば、特許の実施契約や教員による技術指導は産学官連携の基本的な活動形態の一つであり、実施料収入や兼業報酬といった形で教員個人が金銭的利益を得るのが通例であるが、たとえ、当該教員が正当に大学の職務を遂行していたとしても、特定の企業から金銭的利益を得ているために、社会から下記のような疑念を抱かれる可能性も否定できない。

- ・研究テーマが特定の企業の利益のために設定される等，学術研究上の公共性が失われているのではないか。
- ・当該企業に有利なデータ収集等がなされるなど，研究の客観性に欠けるのではないか。
- ・契約上の制約から研究結果が正当に社会に公表されずに学術研究の進展を妨げているのではないか。

また，その施設設備や研究経費等，活動の基底部分を公的資金によって支えられている教員が，学外から個人的利益を得ることについては，必ずしも全ての国民の理解を容易に得られる訳ではない。産学官連携の成功により教員が得る利益が多額になればなるほど，課題は一層深刻に感じられるであろう。

このような状況に対し本学が適切な対応を怠れば，本学に対する社会的信頼を損ないかねず，結果として産学官連携の推進自体が阻害されるおそれがある。そのため，本学においては，利益相反がより深刻な事態に陥ることを未然に防止するとともに，社会への説明責任を果たす観点から，教育・研究上の責務が適正に果たされていることを自ら審査・実証するための，透明性の高いルールとシステムを整備することが必要となる。

一方，大学が利益相反への対応策を講ずることは，法令違反に至ることを事前に防止する効果もあり，大学の組織としてのリスク管理の一つとしても重要である。利益相反への対応は同時に，教職員個人の責任と利益を大学が適切に分担することにより，意欲ある教職員が安心して産学官連携に取り組み，その能力を十分に発揮できる環境を醸成することにもつながり，個人レベルの産学官連携から組織的連携への転換の実践の一つとなる。

学生との関係については，学生が産学官連携活動に関与することには多くの利点がある一方，学生の教育を受ける権利や課題選択の自由といった観点から，教育面での支障を生ずる可能性を持つため，指導する教職員は最大限の配慮をする必要がある。

産学官連携を推進する観点からは，不適当な行為を予め列挙して禁止することは，産学官連携自体にマイナスのイメージをもたらし，産学官連携の健全な推進という利益相反対応の基本的な目的に反する側面を持つ。そのため，個別事例に応じて適切な対応を図るためのマネジメント・システムを構築することがまず重要であり，その上で，個々の事例を積み重ねて，それらに学びつつ本学の利益相反ポリシーを確固としたものに進化させ，社会的信頼を勝ち取ってゆくことが現実的な対応策と考えられる。

一方，知的財産本部は，産学官連携による社会や大学および教職員の正当な利益配分を管理しつつ，関連情報を学内で開示することによって透明性を確保し，社会への説明責任を大学が適切に分担するための一助とすることが重要である。そのためには，大学や教職員個人が企業との関係で得る金銭的利益等に関する情報開示は極めて重要である。適切な情報開示がなされない場合は，大学は組織として，個々

の教職員さらには大学自身を守ることが出来ない状況に追い込まれる可能性が生じることを認識しなければならない。

以上のような観点から，利益相反アドバイザーの配置や利益相反への対応方策全般の権限と責任を負う利益相反委員会の設置等の体制を整備する必要がある。特に，学外有識者や専門家の意見を適切に反映する仕組みづくりや，学内での信頼関係を確立するための関係者への継続的な啓発活動に積極的に取り組むことが重要である。

### 2-3 責務相反等に関する基本的な考え方

責務相反に関しては，教職員の大学の職務遂行責任と外部活動における業務遂行責任との衝突の例として，兼業の時間配分などの問題がある。教職員の大学での職務内容を産学官連携活動との関係で整理するとともに，教職員の兼業活動を許可する場合には，大学の職務に支障が生じないように就業規則や個別の労働契約で適切に対応することが必要である。その際，大学における教職員の職務遂行責任を産学官連携活動との関係でどこまで弾力的に扱うかについて，本学の基本理念に従って適切にルール化しなければならない。また，許可制度だけでなく，許可をした後の活動状況について事後的な検証も必要である。

なお，国立大学法人については国家公務員倫理法の直接の適用はなくなるが，同法に基づき本学が定める倫理規程においては，リエゾン活動やベンチャーへの関与が不当に妨げられないような配慮が必要である。こうした本学の就業規則や関係大学規則等は，可能な限り教職員の意見を集約して制定されるが，法人化自体が経験のない組織変革であるため，学内の実状や教職員の意見を十分に反映した当初の規則制定は困難な状況にあると言わざるを得ない。そのため，責務相反に関する徳島大学の対応については，法人成立後も，ここに述べるポリシーを出発点として検討を深め，早期に学内合意を図り，それに伴い必要な規則改正を進めることとする。

### 2-4 大学組織としての利益相反（狭義）に関する基本的な考え方

個人としての利益相反とは別に，大学が組織として，あるいは役員等が企業等と有する利害関係が，組織としての意思決定に影響を与え得る場合には，「大学（組織）としての利益相反」が生ずる。具体的には，例えば大学が組織有特許を実施許諾する場合の相手先企業や契約条件の決定において，大学が金銭的利害（株式保有，大型共同研究契約等）を有する企業との関係で，組織としての利益相反が生じ得る。リスク管理の観点から，この課題への対応策についても早急に基本的なポリシーを策定する必要がある。

## 2-5 利益相反に関する本学の取り組み

2-2 ~ 2-4 に述べた基本的な考え方に従って、本学が取り組むべき事項を下記のように整理することが出来る。

- ・情報を開示して透明性を確保する取り組み
- ・利益相反を評価し意志決定するシステムを構築する取り組み
- ・利益相反に関する啓蒙活動の取り組み

このような取り組みにより健全な産学官連携を推進し、必然的に発生する利益相反を未然に防止するとともに、万一生じた利益相反を適切に解決するための体制を整備する。教職員および大学は産学官連携の推進を行う上で利益相反を常に意識し、法律や規則の上で合法ではあっても、本学の利益相反ポリシーに従って公正かつ効果的な産学官連携の推進に努めなければならない。

本学の利益相反ポリシーは、産業界等学外者に対しても開示して理解と協力を求め、円滑な産学官連携を推進する。

## 3 情報開示に関する取り組み

- (1) 教職員が企業との関係で個人的に得る金銭的利益等が利益相反の重要な要因となることから、全ての教職員に対してこれらに関連する情報を「自己申告書」として大学に開示することを求める。「自己申告書」の様式は別途定める。
- (2) 情報を開示すべき事例の範囲は 4-1 に示す事例の内、利益相反が生じる可能性を持つと判断される場合とする。「自己申告書」の提出が必要な利益相反の起こり得る具体例は、知的財産本部が別途提示する。
- (3) 開示を求める金銭的情報の種類および範囲は、当分の間、下記の例示を参考として、部局ごとに定め、開示情報は部局長を通じて自発的に知的財産本部に届け出るものとする。
  - ・兼業報酬
  - ・実施料収入
  - ・未公開株式の保有
- (4) 教職員から提出された金銭的情報は知的財産本部において適切に記録し厳重に保存する。当該収入に関して社会的な疑義が提起された場合には、利益相反委員会で事実関係についての的確な調査を行い、社会の疑惑に対する説明責任を果たす。
- (5) 利益相反ポリシーが、大学への国民の信頼を維持することを目的とするという観点から、必要に応じ、公表可能な範囲で一定の事例を学外に公表する。この場合、個人の情報開示がプライバシーの保護と抵触するおそれもあることに留意し、利益相反委員会が公表する事項の範囲を決定する。

## 4 利益相反の評価と意志決定システムに関する取り組み

### 4-1 利益相反評価の対象

- (1) 国立大学法人徳島大学職員兼業規則第2条の許可を得て行う兼業活動の場合(技術指導を含む。)
- (2) 国立大学法人徳島大学倫理規則第7条において認められる範囲の報酬，株式保有等の経済的利益を有する場合
- (3) 学外の企業，研究機関等に教職員が自らの発明を技術移転する場合
- (4) 共同研究や受託研究に参加する場合
- (5) 学外の企業，研究機関等から寄付金，または設備・物品の供与を受ける場合
- (6)(1)～(5)の相手方等，便益の供与を受ける者に対して，施設，設備の利用を提供する場合
- (7)(1)～(5)の相手方等，便益の供与を受ける者から物品を購入する場合
- (8) その他研究活動に関し，学外から何らかの明白な便益を供与されたり，供与が想定される場合

### 4-2 利益相反マネジメントの原則

本学の職務遂行にあたり，個人的な利益が優先していると客観的に見られたり(狭義の利益相反)，個人的な利益の有無に係わらず学外の活動に時間配分が優先されていると客観的に見られる(責務相反)，といった利益相反(広義の利益相反)を生じさせないことを目的として，調査，協議，または改善のための提案等を行う。

### 4-3 利益相反マネジメントの体制

- (1) 利益相反マネジメントの総括機関は知的財産本部とし，利益相反ガイドラインの策定および改廃，利益相反防止方策，利益相反に関する自己申告ならびにモニタリングの調査，その他の利益相反に関する重要な事項をその他の機構と協力して企画立案する。また，教職員の自己申告や利益相反アドバイザーの報告をもとに，関係教職員のヒアリング等を通じて事実関係を検討する。
- (2) 全学的な「利益相反委員会」を設置し，下記の体制で利益相反の早期対応に努める。
  - 利益相反委員会の委員長は学長とする。
  - 利益相反委員会の委員は，理事，研究部長，学部長，経営協議会委員等より学長が選考する。
  - 利益相反委員会は，利益相反マネジメントに関して知的財産本部が立案す

る重要事項を審議する。また、同本部が検討した利益相反に関する個別の事例が組織として許容できるかどうかを判断する。大学としてその状態が許容できないと判断した場合には、適切な対応方策を決定する。

利益相反委員会は、教職員のプライバシー保護の観点から、報酬、資産等に関する自己申告内容の確認については、利益相反アドバイザーによるヒアリングを活用する。

- (3) 本学に「利益相反コーディネータ」を置き、下記の体制で本学における利益相反マネジメントの調整役として 利益相反問題に関して広く情報を収集する。

各学部および主要な学内共同教育研究施設等に各 1 名配置する。

利益相反コーディネータの任期は 2 年とし、再任を妨げない。

利益相反コーディネータは利益相反に関する部局における教職員の相談窓口となる。

利益相反コーディネータは利益相反に関する情報の提供を受け、事実関係を知的財産本部に報告する。

利益相反委員会が勧告を出した場合には、勧告の遵守状況をモニターする。

利益相反に関する普及啓蒙活動を行う。

- (4) 本学に「利益相反アドバイザー」を置き、下記の体制で本学における利益相反マネジメントの相談役となる。

教職員の利益相反問題に関する相談に応ずるため、専門的な知識を持った人材を学内外から募り、研究連携推進機構に配置する。

利益相反アドバイザーは、一定の基準に従い利益相反に関する事実関係を検討し、教職員からのヒアリング等を通じて問題と思われる状況がないかどうかを検討し、問題が明白な場合は、教職員に勧告等を行う。

特に十分な議論が必要と思われる事例については、知的財産本部に報告する。

教職員が利益相反アドバイザー、利益相反委員会の勧告または決定に不服がある場合は、知的財産本部に審査申請ができる。この場合は利益相反委員会が速やかに再審議を行い、学長が最終勧告または決定を行う。

## 5 利益相反に関する啓蒙活動の取り組み

社会貢献の一環として産学官連携を推進しようとする本学では、利益相反・責務相反を自らの課題として真摯に取り組むことが求められる。そのため、セミナー開催等を通じて教職員の意識啓発、理解向上に努めることが必要である。さらに利益相反ポリシーやマネジメント・システムについての具体的な検討や事例集の作成などにも取り組むことが必要である。これらの取り組みのために、研究連携推進機構が、他の機構と協力して企画立案を行い、各種委員会等を通じて全学合意に努める。

## 5-1 研修の実施

- (1) 新任教員，共同研究実施者，ベンチャー企業の役員，その他利益相委員会が認めた教員および研究プロジェクト実施者に利益相反に関する研修を行う。
- (2) 利益相反委員会は，新任教員など研修を必要とする者に対して研修を義務付けることができる。

## 5-2 啓発の実施

- (1) 利益相反ポリシー，利益相反評価システム，および事例集等を公開する。
- (2) 弁護士等利益相反の専門化や本学の利益相反コーディネータ等によるセミナーを開催し，利益相反に関する基本教育や全国の事例研究等を行う。
- (3) 定期的に利益相反相談会を開催し，常に利益相反を考慮した技術移転活動や研究活動の便宜を図る。
- (4) 利益相反に関連する法令の解釈集および学内規則との関連集を作成し，研修やセミナー等において周知を図る。

## 徳島大学の利益相反に関する指針

---

平成16年4月発行

編集発行 国立大学法人徳島大学  
〒770-8501  
徳島市新蔵町2丁目24番地

徳島大学研究連携推進機構知的財産本部  
〒770-8506  
徳島市南常三島町2丁目1番地  
TEL 088(656)9705

印 刷

本書の全部又は一部の無断複写複製を禁じます。